

# 認定漁協の申請期限まで後わずか!!

認定漁協は、全国で127の漁協（平成17年9月1日現在）が認定されており、本県では平内町漁協と八戸みなど漁協の2漁協が認定されています。

認定漁協制度の期限は平成18年3月末ですが、平成17年度末までに合併が不確実な地区については、「※事前認定」を受けることができます。

※「事前認定」とは：平成17年度末の認定漁協制度期限までに合併ができない場合であっても、平成18・19年度中の合併が確実な場合は17年度中に知事により事前に「基盤強化計画」の認定を受ける制度。

また、この期限内に事前認定を受けるためには「平成17年12月末までに県へ認定の申請」を提出しなければなりません。

認定の申請には合併研究会を立ち上げ、「合併及び事業経営計画書（基盤強化計画）」を作成し、理事会の承認を得る必要があります。

現在合併研究会又は合併推進協議会が立ち上がっている地区では、急ピッチで事前認定申請書の作成作業が行われています。

JFグループでは合併促進法の期限（19年度末）まで認定漁協制度の期限延長要望をしておりますが、水産庁では「認定漁協制度の延長は無い」と明言しています。

まだ合併研究会が立ち上がっていない地区については、早急に合併研究会を立ち上げ、事前認定申請に向けた作業を開始しなければ、認定漁協制度の期限までに認定を受けることができなくなる可能性があります。

## 認定申請状況

漁協名	現況
平内町	平成16年10月4日認定済
八戸みなど	平成17年5月12日認定済
平館村、蟹田町	合併申請と同時に認定申請予定 (合併予定日平成18年1月1日)
竜飛、三厩村、今別町西部、今別町東部	事前認定申請準備中
鱒ヶ沢、赤石水産、大戸瀬、風合瀬、深浦、舩作、岩崎村、大間越	事前認定申請準備中
青森市、後潟	事前認定申請準備中
野辺地町、横浜町	事前認定申請準備中
むつ市、川内町、脇野沢村	事前認定申請準備中